別記様式第２号

脱炭素の森づくりモデル事業の実施に関する協定書

　宮城県（地方公共団体）（以下「甲」という。）と●●（市町村名）（以下「乙」という。）は、宮城県「補助金等交付規則（昭和５１年３月３１日宮城県規則第３６号）」、宮城県「脱炭素の森づくりモデル事業補助金交付要綱（令和７年１０月６日施行）」及び宮城県「脱炭素の森づくりモデル事業実施要領（令和７年１０月６日施行）」に基づく脱炭素の森づくりモデル事業の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、造林未済地へスギ特定苗木を植栽することで、効果的に二酸化炭素を吸収するとともに、植栽後の保育経費の低コスト化の検証・普及に資することを目的とする。

（協定の期間）

第２条　この協定の期間は、協定締結の日から◯年◯月◯日までとする。

２　この協定の目的の達成上特に必要と認める場合は、甲及び乙が協議の上、この協定を更新することができる。

（注）第１項の期間の設定について、第４条に定める施業の実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低２５年間の期間を担保するように設定すること。

（対象とする森林）

第３条　協定の対象とする森林は、市町村有林のうち造林未済地である場所とし、別紙のとおりとする。

（対象森林における施業）

第４条　乙は、第３条に掲げる森林において、植栽を実施するとともに、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。

（当事者の義務）

第５条　この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（１）甲の義務

　乙が実施する事業が円滑に実施されるよう関係者との連絡調整を図るとともに、乙の義務が履行されるよう、必要に応じて乙に助言等を行うこと。

（２）乙の義務

　ア　第４条の施業の実施に当たり、着手及び完了並びに施業実施における疑義について速やかに甲に報告すること。

イ　植栽する苗木については、スギ特定苗木であることを確認すること。

ウ　事業が適切に実施され、補助金の交付を受けた場合、協定の期間中は対象とする森林について、皆伐、転用及び第三者への譲渡並びに新たな権利関係の設定をしないこと。

エ　対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立てがあった場合、その処理解決に当たること。

オ　植栽後、５年生、１０年生、１５年生で施行地の生育状況調査及び保育経費調査を実施し、甲に書面で報告すること。

（災害等による損害）

第６条　事業実施中及び完了後において、火災、天災及びその他甲の責めに帰し得ない事由により、対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲は責任を負わない。

（特別の事情による協定の失効）

第７条　次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

（１）対象とする森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

（２）火災、天災及びその他当事者の責に帰し得ない事由により、対象とする森林の全部又は一部が滅失したとき。

（協定に違反した場合の措置）

第８条　事業が適切に実施され、補助金の交付を受けた場合、乙が第５条（２）ウに違反したときは、乙は、第４条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を、甲に返還するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項については、別途甲及び乙が協議の上、処理するものとする。　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印又は署名の上、各自その１通を所持する。

　●●年●月●日

甲　　　　　　宮城県知事　　●●　●●

乙　住　所　　●●

氏　名　　●●市町村長　●●　●●

別紙（第３条関係）

（対象とする森林）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 森林の所在地 | 林班 | 小班 | 面積 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |